

茨城労働局発表
平成21年10月23日

	茨城労働局労働基準部監督課	
担当	課長	高橋 靖
	担当	関 英之
	電話	029-224-6214

平成20年度監督指導による賃金不払残業の是正結果

～ 11月は労働時間適正化キャンペーン期間です ～

- 1 茨城労働局では、平成20年4月から平成21年3月までの1年間に管内の労働基準監督署が割増賃金の支払いについて、労働基準法違反として是正指導した事案のうち、1企業あたり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を別添のとおり取りまとめました。

指導により支払われた割増賃金は、18億9,796万円

是正した企業数は38企業、対象労働者数は4,962人

- 2 茨城労働局では、上記1の結果から、賃金不払残業を撲滅するため、11月の「労働時間適正化キャンペーン期間」を踏まえ、集中的な監督指導を実施する等監督指導を強化することとしています。
- 3 また、長時間の時間外労働の割増賃金率の引き上げ等を内容とする改正労働基準法が平成22年4月1日から施行されることから、この「労働時間適正化キャンペーン期間」の際に、労使が共に労働時間の適正管理の必要性を再確認し、必要な体制の整備を行っていきけるよう、上記期間中に労使団体に対し、労働時間の適正化に関する要請を行うことともしています。

さらに、キャンペーン期間中の11月21日（土）（「勤労感謝の日」の前々日）には全国一斉の「労働時間相談ダイヤル」（無料）を実施し、「賃金不払残業」や「長時間労働」について、労使双方からの相談に応じることとしています。

全国一斉「労働時間相談ダイヤル」（無料）

○ 設置日時 11月21日（土）午前9時～午後5時

○ フリーダイヤル 0120-^{なくしましょう、長い残業}794-713

賃金不払残業に係る是正支払いの状況

1 対象事案

平成20年4月から平成21年3月までの間に、定期監督や申告に基づく監督等を行い、その是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金の支払いが行われたもののうち、その支払額が1企業あたり合計100万円以上となったもの。

2 割増賃金の是正状況

- (1) 是正した企業数は38企業、対象労働者数は4,962人、支払われた割増賃金の合計額は18億9,796万円である。1企業あたりの平均金額は、約4,995万円、労働者1人あたりの平均額では約38万円である。(表1)
- (2) そのうち、1企業あたり1,000万円以上の割増賃金の支払いが行われた事案を見ると、是正した企業は4企業(全体の10.5%)、対象労働者数は4,036人(全体の81.3%)、支払われた割増賃金の合計額は18億1,045万円(全体の95.4%)である。(表2)
- (3) 1企業での最高是正支払額は11億8,405万円(金融・広告業)で、次いで5億7,894万円(その他の事業)、3,700万円(商業)の順であった。

(表1) 100万円以上の割増賃金の是正支払状況

業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払賃金額(万円)
製造業	6	78	2,516
鉱業	0	0	0
建設業	2	51	843
運輸交通業	4	107	1,663
貨物取扱業	0	0	0
農林業	7	9	1,076
畜産・水産業	0	0	0
商業	4	198	4,213
金融・広告業	1	3,454	118,405
映画・演劇業	0	0	0
通信業	0	0	0
教育・研究業	0	0	0
保健衛生業	2	102	281
接客娯楽業	3	177	706
清掃・と畜業	2	37	383
官公署	0	0	0
その他の事業	7	749	59,710
合計	38	4,962	189,796
		1企業平均額	4995
		1労働者平均額	38

(注)対象事案は、平成20年4月から平成21年3月までの間に定期監督及び申告処理において割増賃金の不払に係る指導の結果、合計100万円以上の是正支払がなされたもの。

(表2) 1,000万円以上の割増賃金の是正支払状況

業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払賃金額(万円)
製造業	1	24	1,046
鉱業	0	0	0
建設業	0	0	0
運輸交通業	0	0	0
貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0
商業	1	120	3,700
金融・広告業	1	3,454	118,405
映画・演劇業	0	0	0
通信業	0	0	0
教育・研究業	0	0	0
保健衛生業	0	0	0
接客娯楽業	0	0	0
清掃・と畜業	0	0	0
官公署	0	0	0
その他の事業	1	438	57,894
合計	4	4,036	181,045
		1企業平均額	45261
		1労働者平均額	45